

第11回柏崎市農業委員会総会議事録

期日 令和3年4月28日（水）

場所 市役所1階 多目的室

- 議案 議第1号 農地法第3条許可申請について
議第2号 農地法第4条許可申請について
議第3号 農地法第5条許可処分取消申請について
議第4号 農地法第5条事業計画変更承認申請について
議第5号 農地法第5条許可申請について
議第6号 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
議第7号 令和3年（2021年）度柏崎市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針（案）について
議第8号 柏崎市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について
議第9号 柏崎市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について

その他 5月総会の会議開催予定日時
第12回総会を5月31日（月）午後に開催します。

出席及び欠席の委員 別紙のとおり

並びに事務局職員

開会 午後1時30分

霜田局長

お疲れ様でございます。これより第11回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条第1項及び同条第2項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

また、同規則第4条により、会長が議長となります。それでは石塚会長、よろしく願います。

石塚会長

皆様、お疲れ様でございます。

この時期ですので皆様かなり気も焦っていると思います。

先般、市の再生協議会総会がありまして私と局長とで出席させていただきました。その

中で経営所得安定対策対象農地と水張り面積と言ったほうが分かる方もいらっしゃると思いますが、農地基本台帳と突合せするという作業を行うそうです。事務的にはかなりボリュームがある作業で、早々簡単には無理なことだと思いますがそういうことを進めていく話でございました。もう一つ気が付いたのですが、人・農地プランですね。それぞれ農家組合長のほうで中心経営体の色分け地図を皆様お持ちになってると思いますけれども、それにつきまして意見を出しまして、結果はこれでいいとその地図を見ながら今度は皆様に計画を立てられる、そういう地図の作成をという意見がありました。それにつきましても、それぞれ集落・地域の中で話し合いをしていただいてこれから先どういうふうに支援をするのか、中心経営体をまとめるのか、そういう話をされていくべきだろうと思います。まさに人・農地プランの実質から実行へ移されていくことなんだろうと気が付きました。

とりとめのない話をさせていただきましたが、これから総会に入らせていただきます。着座の上で進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長

それでは、総会を開催するにあたり、事務局から、本日の出席委員数の報告を願います。

霜田局長

事務局です。委員数は 19 人であります。本日欠席はありません。現在の出席委員数は 19 人で、過半数であることを御報告致します。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

これより、第 11 回総会を開催します。

議長

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、2 人の議事録署名委員を指名します。議長が指名することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

それでは、2 番 灰野 善栄委員、18 番 阿部 隆一委員の 2 人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第3条許可申請について」事務局に説明を求めます。

山崎局長代理

事務局でございます。それでは、議案書1ページを御覧ください。議第1号 農地法第3条許可申請について御説明申し上げます。

土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10a当たりの価格の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号1 曾地字北田〇〇番 畑 外3筆 758 m²。東京都渋谷区上原〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇。大字曾地〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

申請番号2 黒滝字角田〇〇番〇 田 外4筆 2,222 m²。大字黒滝〇〇番地 〇〇 〇〇。大字黒滝〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円です。

審査結果の1ページを御覧ください。案件である申請番号1及び2について、それぞれ地区担当の委員、尾崎農地会議代表者、事務局の大橋係長、局長代理山崎が現地調査を行いました。

審査の結果、農地法第3条第2項各号に規定する「不許可例示条項」第1号から第7号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ありませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 1 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

事務局でございます。それでは、議案書 2 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、申請者、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 西山町石地字飯森〇〇番 外 1 筆 畑 240 m²。西山町石地〇〇番地 〇〇 〇〇。宅地の拡張。第 2 種でございます。申請地は、昭和 55 年頃より宅地の一部として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めます。

申請番号 2 上田尻字中向〇〇番〇 畑 195 m²。大字上田尻〇〇番地 〇〇 〇。倉庫。第 3 種でございます。申請地は、昭和 45 年頃より倉庫敷地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めます。

申請番号 3 南下字油免〇〇番 外 3 筆 田 243.44 m²。大字南下〇〇番地 〇〇 〇〇。駐車場及び宅地の拡張。第 2 種でございます。申請地は、平成 2 年頃より駐車場及び宅地の一部として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めます。

申請番号 4 椎谷字池ノ平〇〇番〇 畑 29 m²。東京都千代田区四番町〇番地〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇。物置。第 2 種でございます。申請地は、昭和 46 年頃より物置敷地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 3 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

—「議長」との声あり—

No.2 灰野 善栄農業委員

申請番号 4 について教えてください。昭和 46 年頃から考えてみると 20 何年経ってるわけですがけれども、その当時申請したかどうかというのはわかりますか。その当時、実は 4 条許可を取ったということにはならないのですか。事務的に分からないものですか。一覧表があるとか、または、違うことに計画することが分かればよいのですけれども、どう考えればよいのか教えてください。

山崎局長代理

事務局でございます。灰野委員の御質問にお答えいたします。農業委員会事務局で昭和 30 年代の頃からの許可申請のカードがありまして、それに基づいて判断しています。申請番号 4 につきましては許可が出ていますが、私たちのほうで何か見落としがないか許可申請のカードを確認しています。地番毎に管理された許可申請のカードについてこの土地の許可が申請されていれば記録がありますし、今回の届出で許可申請が出ているということはその当時の記録がなかったということです。

以上です。

議長

他に御意見御質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ありませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 3 号 農地法第 5 条許可処分取消申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

事務局でございます。それでは、議第 3 号 農地法第 5 条許可処分取消申請について、御説明いたします。議案書 3 ページを御覧ください。

土地の所在地、地目、面積、渡人、受人、申請理由及び農地区分の順に読み上げて説明いたします。

申請番号 1 新道字郡橋〇〇番 田 684 m²。東京都中野区上高田〇丁目〇番〇号 亡〇〇 〇〇。相続人 〇〇 〇〇。東京都中野区上高田〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。転用事由の消滅。当初は賃貸借権を設定して歯科診療所の建設を計画しておりましたが、新たな転用希望者に申請地を売却することになったことから、許可処分の取消を申請するものです。第 2 種でございます。議第 5 号 5 条許可申請 申請番号 1 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、許可取消申請書類審査結果一覧表の 4 ページ下段のとおり、特に問題となる案件はございませんでした。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を取消処分と決定することに御異議ありませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 3 号の申請案件を取消処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 4 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

事務局でございます。それでは、議案書 4 ページを御覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、当初計画者、承継者、転用目的、申請理由及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 茨目三丁目字茶畑〇〇番〇 外 1 筆 田 470 m²。半田二丁目〇番〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇。当初計画者、承継者ともに同じです。当初、建売住宅敷地を目的としていましたが、これを変更し、貸事務所敷地として利用するものです。第 3 種でございます。議第 4 号 第 5 条事業計画変更承認申請 申請番号 2 に関連するものです。

申請番号 2 茨目三丁目字茶畑〇〇番〇 田 16 m²。半田二丁目〇番〇号 〇〇〇〇〇〇。当初計画者、承継者ともに同じです。当初、建売住宅敷地を目的としていましたが、

これを変更し、貸事務所敷地として利用するものです。第3種でございます。議第4号第5条事業計画変更承認申請 申請番号1に関連するものです。

申請番号3 剣字角田〇〇番〇 田 2,618 m²。大字剣〇〇番地〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇。当初計画者、承継者ともに同じです。特定建築条件付売買予定地10区画の造成を目的としたもので、当初は、土地の販売期限を令和7年3月としていましたが、これを変更し、令和8年12月に延長するものです。第2種でございます。

本件については、令和3年2月の総会において皆様から御審議をいただき、令和3年3月10日付けで農地法第5条許可を受けております。本件の土地の販売期限は、許可日から概ね5年間と建築期間を合わせた期間を期限としています。特定建築条件付売買予定地の販売期限について、国は特に定めておらず、県も同様の見解としています。

申請番号4 茨目二丁目字西田〇〇番〇 田 400 m²。大字上田尻〇〇番地〇 〇〇〇〇〇〇〇〇。南光町〇番〇-〇〇号 〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇。当初、建売住宅敷地を目的としていましたが、これを変更し、注文住宅敷地として利用するものです。第2種でございます。議第5号 第5条許可申請 申請番号2に関連するものです。

申請番号5 安田字油田〇〇番〇 田 638 m²。扇町〇番〇号 亡 〇〇 〇〇。相続人 〇〇 〇〇。西山町二田〇〇番地 〇〇 〇〇。当初計画者が個人住宅を目的に申請地を取得しましたが、死亡に伴い、承継者が個人住宅敷地として利用するものです。第3種でございます。議第5号 第5条許可申請 申請番号3に関連するものです。

申請番号6 半田二丁目字六社前〇〇番〇 田 198 m²。高柳町漆島〇〇番地〇 〇〇〇〇。見附市本町一丁目〇番〇号 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇。当初計画者が個人住宅を目的に申請地を取得しましたが、これを変更し、承継者が建売住宅敷地として利用するものです。第3種でございます。議第5号 第5条許可申請 申請番号4に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の5ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を承認処分と決定することに御異議ありませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 4 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 5 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

事務局でございます。それでは、議案書 5 ページを御覧ください。議第 5 号 農地法第 5 条許可申請について、御説明いたします。

土地の所在地、地目、面積、渡人、受人、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明いたします。

申請番号 1 新道字郡橋〇〇番 田 684 m²。東京都中野区上高田五丁目〇番〇号 〇〇〇〇。大字黒滝〇〇番地 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 2 種でございます。議第 3 号 5 条許可処分取消申請 申請番号 1 に関連するものです。

申請番号 2 茨目二丁目字西田〇〇番〇 田 400 m²。大字上田尻〇〇番地〇 〇〇〇

○ ○○○○○。南光町○番○-○○号 ○○○○○○ ○○ ○○。一般個人住宅。第2種でございます。議第4号 第5条事業計画変更承認申請 申請番号4に関連するものです。

申請番号3 安田字油田○○番○ 田 638 m²。扇町○番○号 ○○ ○○。西山町二田○○番地 ○○ ○○。一般個人住宅。第3種でございます。議第4号 第5条事業計画変更承認申請 申請番号5に関連するものです。

申請番号4 半田二丁目字六社前○○番○ 田 198 m²。高柳町漆島○○番地○ ○○ ○○。見附市本町一丁目○番○号 ○○○○ ○○○○○○。建売住宅。第3種でございます。議第4号 第5条事業計画変更承認申請 申請番号6に関連するものです。

申請番号5 劔字下川原○○番○ 外2筆 畑 127.54 m²。大字劔○○番地○ ○○ ○○○。大字劔○○番地○ ○○ ○。宅地の拡張。第3種でございます。

申請番号6 城東一丁目字東曲輪○○番○ 畑 112 m²。城東一丁目○番○号 ○○ ○○。長岡市長倉四丁目○番地 ○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○ 外1名。一般個人住宅。第3種でございます。

続いて議案書6ページを御覧ください。

申請番号7 飯塚字前田○○番○ 田 376 m²。大字飯塚○○番地○ ○○ ○○。長岡市南七日町○番地○ ○○○○○○○○○○○ ○○ ○。一般個人住宅。第2種でございます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の6ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませ

んか。

—「議長」との声あり—

No.2 灰野 善栄農業委員

申請理由について、一般個人住宅と農家住宅の面積の違いはありますか。面積は一般個人住宅の上限は 500 m²か 1000 m²の違いがあったような気がするのですが、支障はないでしょうか。教えてください。

大橋係長

事務局でございます。灰野委員のおっしゃる通り一般個人住宅は 500 m²で農家住宅は 1000 m²ということで県は目安を示しておりますが、法的な制約はございません。基準を判断する形になります。

議長

他に御意見御質問はございませんか。

—「なし」との声あり—

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ありませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 5 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

続いて、「議第 6 号 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

山崎局長代理

事務局でございます。議第 6 号 農地中間管理事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。議案書 7 ページを御覧ください。

農地中間管理事業に基づく農用地利用集積計画を下記のとおり定める。

- 1 事業の区分 農地中間管理事業
- 2 権利の種類 農地中間管理権（賃借権・使用貸借権）
- 3 権利の開始 令和 3（2021）年 5 月 20 日
- 4 権利の設定期間 4 年・6 年・10 年
- 5 対象面積 田 511 筆 458,810.48 m² 畑 4 筆 926.48 m² その他雑種地 9 筆 591 m² 合計で 524 筆 460,327.96 m²です。
- 6 関係人の数 受人 51 人、渡人 150 人、転貸人 1 人（新潟県農林公社）
- 7 実施地区 柏崎市
- 8 公告予定年月日 令和 3（2021）年 5 月 19 日を予定
- 9 農用地利用集積計画の明細 別紙明細書のとおり

説明は以上となります。

御審議のほどよろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 6 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 6 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

続いて、「議第 7 号 令和 3 年（2021 年）度柏崎市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針（案）について」事務局の説明を求めます。

山崎局長代理

事務局でございます。議第7号 令和3年(2021年)度柏崎市農地等の利用の最適化に関する指針(案)について、御説明申し上げます。

本案につきましては、前回3月30日の総会で説明を申し上げ、本指針に係る御意見等の提出について文書で依頼をしたところです。

その締切りを4月13日とさせていただいておりましたところ、意見等が寄せられなかったことから、本日は前回提案したとおりのものを議案として提出しております。内容について変更を加えたところはなく、本案のとおり「令和3年(2021年)度農地利用最適化指針」を提出いたします。

説明は以上となります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第7号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第7号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

続いて、「議第8号 柏崎市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について」及び「議第9号 柏崎市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について」の2件について、一括して事務局の説明を求めます。

霜田局長

今、8号9号の議案を配布させていただいておりますが、御覧いただきたいと思っております。遅くなりまして申し訳ございません。

「議第8号 柏崎市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について」及び「議第9号 柏崎市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について」、一連の流れとなりますので一括して御説明いたします。

「議第8号 柏崎市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について」農業委員会等に関する法律昭和26年3月31日号外法律第88号第23条の規定により下記の者の辞任について柏崎市農業委員会の同意を求める。令和3年4月28日 柏崎市農業委員会会長 石塚 道宏。氏名 ○○ ○○ 住所 柏崎市○○ 辞任願の受理日 令和3年4月5日 辞任日 令和3年4月30日

続きまして、「議第9号 柏崎市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について」であります。農業委員会等に関する法律第17条第2項の規定により柏崎市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任について下記の通り区域を定めて選任する。令和3年4月28日 柏崎市農業委員会会長 石塚 道宏 地区等 ○○地区 選任の人数1人 氏名 ○ ○ ○ ○ 区域 ○○ 委嘱の期間 令和3年5月1日から令和5年7月19日であります。

はじめに、8号、○○ ○○農地利用最適化推進委員の辞任につきましては、昨年の改選以来○○地区、主に○○といった区域を担当いただきました。

3月下旬、○○○○○○を理由としまして、「辞職願」が○○委員から推薦団体の○○町内会を経由して4月5日（月）に「辞職願」が提出されました。

4月5日（月）、○○委員の「辞職願」と後任となる者の「推薦書」及び「委員調書」が○○委員の推薦団体の○○町内会会長から提出されました。○○委員を推薦した○○町内会が○○委員の健康を考慮して、委員変更をお願いしたいとの申し出であります。

○○委員におかれましては、3月18日（木）に○○○○○○へ入院され、現在は退院されましたが自宅療養をされており、御自身の田んぼについても○○ ○○農業委員に相談されている様子でした。

以上が辞任に至る経緯であります。辞任をする場合においては、農業委員会等に関する法律第23条の規定によりまして、農業委員会の総会で同意を得ることが必要とされていることから、この度の議案の上程をさせていただいたものです。

続きまして、9号の新たな委員の選任議案であります。こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第17条第2項の規定により農業委員会が選任することが必要となります。○○にお住いの○○ ○○さんです。○○○○○○にお勤めで、現在○○歳です。認定農業者で12haほどの経営面積がございます。○○さんには○○委員と同じ区域を担

当していただきます。

なお、これらにつきまして、辞任日は4月30日（金）、新たな委員の選任日は5月1日（土）とし、委員の空白がないように取り計らいます。また、新委員の委員期間につきましては、前任者の残任期間となりますので、令和3年5月1日から令和5年7月19日が委嘱期間となることを申し添えます。

この度の総会で皆様から御承認を頂きましたら、5月6日（木）、5月1日付けで石塚会長から委嘱状を交付していただきます。御本人には、5月31日（月）の総会で自己紹介をしていただこうと考えています。

以上、よろしく御審議の程お願い申し上げます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。

なお採決は一件ごとに行います。

まず、議第8号についてお諮りします。

本件に、同意することに御異議ありませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第8号について同意することに決定いたします。

議長

続いて、議第9号についてお諮りします。

本件について、提案のとおり選任することに御異議ありませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第9号提案のとおり選任することに決定いたします。

議長

それでは、その他の事項について事務局からお願いいたします。

霜田局長

別紙第11回農業委員会総会（R3.4.28）事務局事務連絡を御覧いただきたいと思ます。

1 委員の分担地区について（別紙）

今ほど皆様方から御承認いただきました案件にかかりまして、〇〇地区の担当委員が変更されますので担当地区の分担表です。今まで〇〇 〇〇委員が担当されていた地域に〇〇 〇〇委員が入っております。

令和3年5月1日現在のチーム別委員名簿です。〇〇地区に〇〇 〇〇委員を入れさせていただきましたので皆様方よろしくをお願いいたします。

2 今後の予定（別紙）

・第9回運営会議

5月19日（水） 9:00～

農地利用の最適化の取組について

・会計検査（農林1課）

6月7日（月）～11日（金）

県内の市町村どこに当たるのか、どういう事業を重点的に御覧になるのか、5月28日、県の合同会議で示されます。情報だけ提供させていただきます。

・新潟県農業会議 第130回通常総会

6月24日（木） 13:30～ 「新潟東映ホテル」

県農業会議の通常総会になります。市長と会長に出席をいただきますので会長には日程調整をよろしく申し上げます。

3 第12回農業委員会総会【農業委員・推進委員】

5月31日（月） 13:30～ 庁舎1階多目的室

以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

以上で本日の議案審議等は終了しました。

各会議の代表から、連絡・報告事項等はございませんか。

－「議長」との声あり－

No.5 安野 検一委員

お疲れ様でございます。

去年は視察ができませんでしたが管外視察の日程について、4月8日に農政会議を開き農政会議の皆様からいろんな意見をいただきまして、今年はコロナの関係でこの先分かりませんが、ワクチン接種も進むだろうということで10月後半を目途に実施をする方向で検討することになりました。但し、この先のコロナ対策の関係で全委員が行けるか、受け入れる側が受け入れてもらえるか分かりません。また、中止になることもあり得ますが、最初から中止では話を進められないので委員会の中で検討しました。期日は10月後半から11月初めで計画を進めております。視察先としてはいろんな候補が出まして、たまたま鈴木委員と同じところの情報が上がりまして、たった6人しかいない中で2人が同じ情報でしたので、第一候補として話をさせていただきますが、第二候補第三候補も考えております。

柏崎市も近年イノシシや猿やカモシカ等動物がたくさん出始めて、良いのか悪いのか大変なことになっている中山間地があるという話の中で去年も市議会の産業建設委員と話をさせていただきました。今年度対策を農業者だけが考えるのではなく議員や地域住民と考えていただきたいが、ただ電気柵で何とかなる話ではないという情報があります。

第一候補が、新発田市上三光地域です。かなり前から里山と農地、民家の間に緩衝地帯がなくなっているのが獣が民家に下りて来ている状況が出ていますと京都大学の先生の話にありました。緩衝地帯がなくなって獣が安全な場所という認識になっています。昔であれば里山を手入れして綺麗にしていたんですが、今はそういうものがなくなったのでそういうものを復元するという事です。この上三光地域では、いろんな仕掛けをしまして、緩衝地帯を作ったり電気柵を設置したりするんですが、それと同時に今問題になっている遊休農地にビオトープを作って、村外や町外の人々に来てもらって関わりを持って交流したりしています。上三光地域は、農村振興局部長から農林水産省の事業で平成30年に賞を取っているところです。我々も、ただ単に手をこまねいて遊休農地をしているわけではないので、研修をしてこようではないかと考えております。これが第一候補です。

第二候補は、笹川委員から提案があった横越町にあるカガヤキ農園です。町地域おこしで農業者同士で3年前に3つの法人が地域再生計画という事業で温室で果物を作っています。

個人同士の横のつながりを持って地域おこしをしようという事業があります。カガヤキ農園であればすぐ行けるかもしれませんが第二候補にさせていただきました。

第三候補としては、こんな時期だから市外に行かなくても市内でいろんな活動しているところを地道に回ったらいかがかという案が出てきました。運営会議でも検討した中でこの先どうするかということをご提案したいと思います。農政部会としては、叩き台を上げて 10 月の後半に実施しようという方向で話を進めております。ただ実際は、バスのチャーターは今の段階だと 2 台必要になります。距離が近い所ですと、バスと乗用車の分乗でいきたいと考えています。皆様には今のところの現状情報をお伝えしておりますので、よろしくお願いいたします。

霜田局長

事務局から一つよろしいでしょうか。皆様のお手元に議案の他に冊子がありますが、田畑売買価格等に関する調査結果、農地の賃借料情報と農作業標準料金ですが、県農業会議から各地域をまとめた資料がありますので今後の活動に活かしていただきたいと思っております。

それと皆様に謝らなければならないことがあります。チラシで農業者年金特集号、令和 2 年度農業者年金の加入推進活動に御尽力いただきありがとうございました。というチラシがございます。このチラシ自体は農業会議のほうで 2 月に締め切って作成されました。中に速報で加入推進計画という紙があります。柏崎市は本来令和 2 年度の目標の 1 人が入らないといけないのですが、入っておりません。先般のお 1 人が令和 3 年 3 月 18 日に県に調査書を提出されておりますが、農業会議も農業会議でして令和 3 年 3 月 15 日で締め切ったという話ですので、皆様から難儀していただいた推進結果ですが、この表には載っていません。農業会議には 3 月末で締め切るものじゃないのかとその旨伝えましたが、何分にも全部を取りまとめて締めるタイミングがありましたという回答でしたので、皆様にお詫び申し上げます。

あと、農のかけ橋の特集号で皆様方から実施いただいた農地パトロールの実施状況が掲載されていますのでこちらも御覧いただきたいと思っております。

議長

以上で本日の日程は終了しました。

閉会の挨拶を佐藤会長職務代理者からお願いします。

佐藤会長職務代理者

お疲れ様です。

新聞等に農業センサスの確定値ということで通知がありました。農業者が 5 年間で 208 万人から 160 万人に、約 23%減ったということです。5 人に 1 人が辞めたというような感

じです。柏崎市では目立って不作付地が幹線道路沿いでは出てきておりませんが、その分、誰かが受けてくれて継続されているということです。

4月13日に葉月みのりの田植えがスタートしたと報道されてました。4月末には葉月みのりの田植えが終わると思ってます。米全般の田植えは、4月半ばに始め大体5月末頃まで、一部の地区では7月とかになります。約一箇月田植えが続きますが、大規模になっていくとどうにかこうにか耕作を続けているという状況になっています。

次の総会までに田植えも終わり、ひと段落されていると思います。怪我等ないように、また、コロナもありますので、健康に注意されて過ごしていただければと思います。

以上です。

お疲れ様でした。

閉会 午後2時30分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____